

第9章 道路事故災害対策

第1節 道路事故災害予防計画

【関係機関】県（防災局、総務部、環境局、◎土木部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社、医療機関、社団法人新潟県建設業協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する対策等の実施とともに、事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

(2) 各主体の責務

ア 道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

イ 道路管理者は、事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。

ウ 警察、消防、医療機関、市町村、県等関係機関は、道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平時から習熟に努める。

2 東日本高速道路株式会社（高速道路管理者）の役割

(1) 高速道路の災害予防

東日本高速道路株式会社は、施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

(2) 防災体制の整備

東日本高速道路株式会社は、県内の高速道路に関する情報を新潟道路管制センター（ただし、県境～津川 IC 間の会津若松管理事務所は仙台道路管制センター）で集中管理し、県内5箇所（新潟、長岡、湯沢、上越、東北支社会津若松）の管理事務所及びパトロール車両に専用電話及び無線により必要な指示を行う。

救助・救急事案及び車両火災に際しては、同管制センターから専用電話により所管消防本部に通報するとともに、併設されている関東管区警察局新潟高速道路

管理室に通報する。

(3) 連絡窓口の明確化

東日本高速道路株式会社は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 防災訓練の実施

東日本高速道路株式会社は、他の道路管理者、消防、警察等防災関係機関と共同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(5) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、東日本高速道路株式会社は、事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

ア トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。

イ 大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締の強化に努める。

ウ 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 警察、消防機関等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

3 国道、県道、市町村道の管理者の役割

(1) 道路点検及び対策の実施

国道、県道、市町村道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な維持、修繕、補修等の災害予防措置を講ずる。

特に河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備する。

(3) 連絡窓口の明確化

道路管理者は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関と

の連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者は、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

ア トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡体制

イ 県警察、消防機関等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的な合同の防災訓練の実施

3 消防機関の役割

(1) 防災体制の整備

消防機関は、高速交通体系の整備の進展を踏まえ、大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備とともに、救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の育成等に努める。

また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立、並びに携帯電話からの119番通報に対する的確に対応できる体制の確立に努める。

(2) 危険物の流出等に備えた資機材の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

4 医療機関の役割

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受け入れるため、(社)新潟県医師会及び郡市医師会を中心として、受入れ可能状況等の情報を、的確に県、市町村、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

5 建設事業者の役割

社団法人新潟県建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

6 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- ・ 道路防災点検に基づく点検の実施及びパトロール体制整備
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 道路利用者への事故防止に係る広報

長大トンネル（2km以上）の現状

名称	市町村	管理者	道路種別	延長 (m)	非常電話	ボタン通報	火災検知器	非常警報	消火器	消火栓	誘導表示板
関越（下り）	群馬県みなかみ町湯沢町	東日本高速道路㈱	高速国道	10,926	○	○	○	○	○	○	○
関越（上り）	群馬県みなかみ町湯沢町	東日本高速道路㈱	高速国道	11,055	○	○	○	○	○	○	○
焼山	阿賀町	東日本高速道路㈱	高速国道	2,997	○	○	○	○	○	○	○
西山	阿賀町	東日本高速道路㈱	高速国道	2,400	○	○	○	○	○	○	○
黒森山	阿賀町 福島県西会津町	東日本高速道路㈱	高速国道	2,469	○	○	○	○	○	○	○
高の峰（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,097	○	○	○	○	○	○	○
高の峰（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,129	○	○	○	○	○	○	○
新榎	長岡市	県	一般国道	2,394	○	○	—	○	○	○	○
薬師	十日町市	県	一般国道	2,305	○	○	—	○	○	—	○
子不知（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	4,563	○	○	○	○	○	○	○
子不知（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	4,555	○	○	○	○	○	○	○
市振（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,326	○	○	○	○	○	○	○
市振（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,342	○	○	○	○	○	○	○
親不知（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,268	○	○	○	○	○	○	○
親不知（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,225	○	○	○	○	○	○	○
山王（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,216	○	○	○	○	○	○	○
山王（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,229	○	○	○	○	○	○	○
筒石（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,028	○	○	○	○	○	○	○
筒石（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,044	○	○	○	○	○	○	○
能生（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,992	○	○	○	○	○	○	○
能生（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,985	○	○	○	○	○	○	○
儀明峠	上越市	県	一般国道	2,053	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 13号 湯之沢	魚沼市	県	地方道	2,264	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 17号 明神	魚沼市	県	地方道	3,920	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 18号 荒ノ沢	魚沼市	県	地方道	3,071	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 19号 仕入沢	魚沼市	県	地方道	3,130	○	○	—	○	○	—	○
大所	糸魚川市	県	一般国道	2,315	○	—	—	○	○	—	○
大沢山	十日町市	県	地方道	2,698	○	○	○	○	○	○	○
八箇峠	南魚沼市	県	一般国道	2,840	○	○	○	○	○	○	○

※奥只見シルバークライン 11号～16号はスノーシェッドにより連続した構造体となっている。(L= 6,538m)

※ " 17号～19号 " (L=10,187m)

第2節 道路事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東日本高速道路株式会社、日本赤十字社新潟県支部

1 計画の方針

(1) 基本方針

道路管理者、県警察、消防は、大規模な道路事故災害発生の際の通報を受けたときは直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、県、市町村、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、道路管理者、県、市町村、県警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 県

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県防災局は、事故災害発生の際の連絡を受けたときは、警察本部及び当該市町村と連絡をとり、事故の状況等を確認し、消防庁に報告する。

県土木部は、市町村、地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、北陸地方整備局に報告する。

(イ) 応急体制の確立

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(ロ) 応急対策の実施

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

- ・ 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整
- ・ 市町村の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

- ・ 新潟DMAT又は県医療救護班の派遣要請
- ・ 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- ・ 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- ・ 自衛隊等に対する派遣要請

(エ) 危険物流出時の対策

県は、事故災害により危険物の流出が認められ、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。

また、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等が必要に応じて環境調査を実施する。

イ 県警察

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県警察は、事故災害発生の連絡を受けたときは、警備部警備第二課を通じ県危機対策課に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- ・ 被害情報の収集
- ・ 負傷者の救出及び救護
- ・ 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- ・ 死傷者の身元確認
- ・ 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- ・ 現場広報及び報道対策
- ・ 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

(エ) 危険物流出時の対策

県警察は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、道路管理者と連携し、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努める。

ウ 消防本部

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

事故災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県及び事故発生現場を所管する市町村へ連絡する。

(イ) 応急体制の確立

消防本部は、事故災害の状況により対策本部を設置する。また、必要に応じ現地対策本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- ・ 消火活動
- ・ 負傷者の救出、救護
- ・ 負傷者の医療機関への搬送

- ・ 遺体の収容

(エ) 危険物流出時の対策

消防本部は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。

また、流出した危険物から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

エ 市町村

(ア) 被害情報の収集及び伝達

事故災害発生市町村は、被害状況を調査し県に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

市町村は、事故災害の状況により対策本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- ・ 救護所及び収容施設等の設置並びに管理
- ・ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- ・ 遺体の処理

(エ) 危険物流出時の対策

市町村は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

オ 道路管理者

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

道路管理者は、事故発生情報を覚知した場合、直ちに警察及び消防本部に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

道路管理者は、事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(ウ) 応急対策の実施

道路管理者は、事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、警察・消防等に協力するとともに、被災した当該区間・施設について応急復旧措置を行う。

(エ) 危険物流出時の対策

道路管理者は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、消防とともに防除活動に当たる。

カ 日本赤十字社新潟県支部

(ア) 応急体制の確立

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救

護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、同現地本部を設置する。

(イ) 応急対策の実施

- ・ 救護所の開設
- ・ 負傷者に対する医療処置

(4) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

事故現場から

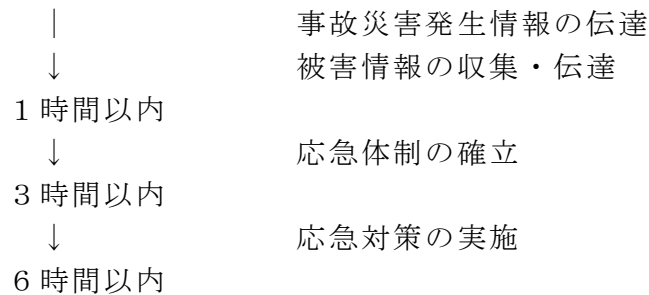
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
事故発見者	県警察、消防	事故発生情報
県警察、消防	道路管理者	被害情報、 危険物流出の有無
県	消防庁、 国土交通省	被害情報、 道路施設被害

事故現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県警察	道路管理者	交通規制情報、 警戒区域の設定
県	市町村	新潟DMAT又は県医療救護班の 派遣人数
市町村	地域住民	避難指示等

3 業務の体系（事故発生後のフロー）

事故発生直後



4 業務の内容

(1) 情報収集・伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
道路管理者	事故発生情報を覚知した場合、直ちに県警察及び消防本部に連絡する。	
県警察、消防	事故災害発生との連絡を受けたときは、県及び道路管理者に連絡する。 また、消防本部においては、事故現場を所管する市町村にも合わせて連絡する。	
市町村	事故災害に伴う人的・物的被害状況を調査し、県に報告する。	消防本部
県	県警察及び当該市町村を通じて事故の状況を確認し、消防庁に報告するとともに、道路施設の被害規模等に関する情報を国土交通省に連絡する。	県警察、市町村、道路管理者

(2) 応急体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
道路管理者	事故の規模、被害状況に応じて応急体制を確立する。	
県、市町村	事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動、医療救護活動等に必要な体制を確立する。	県警察、消防本部、医療機関
県警察	初動措置を総括するため、警察本部又は現地若しくは事故発生地管轄署に県警察対策本部を設置する。 県警察対策本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置し、連絡体制を確立する。	県
消防本部	事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動に必要な体制を確立する。	市町村
日本赤十字社	救護業務の実施に関して連絡統制を図るため、必要に応じて支部内に災害救護実施対策本部及び同現地本部を設置する。	

(3) 応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
道路管理者	負傷者等の救護及び消火活動等について県警察・消防等に協力するとともに、被災道路及び施設の応急復旧を行う。 また、事故災害により危険物が流出した	県警察、消防本部

	場合には、県警察と連携し、消防とともに防除活動に当たる。	
県	<p>関係防災機関の連絡調整を行い、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助、救急医療、遺体の収容 ・新潟DMA T又は県医療救護班の派遣要請 ・医療機関に対する協力要請 ・自衛隊等に対する派遣要請 <p>また、事故災害により危険物が流出した場合には、必要に応じて取水制限措置や環境調査を実施する。</p>	<p>県警察、 消防本部、 日本赤十字社新潟 県支部、 医療機関、 自衛隊</p>
市町村	<p>救護所及び収容施設を設置し、負傷者等の搬送を行う。</p> <p>また、危険物が流出し、被害が周辺に及ぶおそれがある場合、必要に応じて住民の避難誘導措置を講ずる。</p>	<p>県警察、 消防本部</p>
県警察	<p>必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。</p> <p>県警察警備本部は、必要があると認められるときは、現地警察警備本部等を設置する。</p>	<p>消防本部、 道路管理者</p>
消防本部	<p>現場の消火活動とともに、負傷者の救出・救護、医療機関への搬送を行う。</p> <p>また、危険物が流出した場合には、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。</p>	<p>県警察、 道路管理者</p>
日本赤十字社	<p>救護所を開設し、負傷者に対する医療処置を行う。</p>	

5 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 救護所の設置手順
- ・ 医療救護班の要請手順
- ・ 危険物が流出した場合の防除活動